

2017年12月13日

さらなる生活保護基準引下げの提案に反対する会長声明

千葉県弁護士会 会長 及川智志

1 厚生労働省は、2017年12月8日の第35回生活保護基準部会において、2018年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示した。

2004年からの高齢加算の段階的廃止、2013年からの大幅な生活扶助基準の削減（平均6.5%、最大10%）、2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に引き続くもので、生活保護利用世帯の厳しい生活をさらに追い詰める過酷な仕打ちという他なく、最大で13.7%もの削減となる世帯（夫婦子2人世帯）も生じる可能性がある。

部会で配布された資料によると、生活扶助費は、夫婦子2人世帯で18万5270円から15万9960円へと2万5310円（13.7%）、子2人の母子世帯で15万5250円から14万4240円へと1万1010円（7.1%）もの大幅削減となる可能性がある地域も見られる。

母子加算についても、平均2割（都市部で2万2790円の場合4558円）削減の可能性があると報じられている（2017年12月9日付毎日新聞朝刊）。

さらに単身高齢（75歳）世帯で7万4630円から6万8840円へと5790円（7.8%）、高齢（65歳）夫婦世帯で11万9200円から10万6020円へと1万3180円（11.1%）の削減がされる可能性のある地域もある。

2 今回の引き下げの考え方は、第1十分位という、所得階層を10に分けた一番下（下位10%）の階層の消費水準に合わせて生活保護基準を引き下げるというものである。

しかし、日本では、生活保護の捕捉率（生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人が占める割合）が2割以下といわれており、すなわち第1十分位（下位10%）層には生活保護以下の生活をしている人たちがもともと大量に含まれている。生活保護を利用していない低所得者層と生活保護基準を比べれば、当然生活保護基準が高いという結果になり、これをもとに保護基準のあり方を考えれば、保護基準を下げるしかなく、どこまでも生活保護基準を下げ続ける引き下げスパイラルを招くしかない。

3 生活保護基準は、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低水準）であるため、最低賃金、住民税非課税基準、就学援助など様々な低所得者施策と連動している。生活保護基準の引き下げスパイラルは、生活保護を利用していない市民全般の生活水準の引き下げスパイラルにつながることになる。

実際、生活保護基準が下げられた後、就学援助の基準が下がる自治体が続出し、年金、医療、介護とあらゆる社会保障制度が削減、自己負担増となり、今や市民生活全般が危機に瀕している。

4 憲法25条は「健康で文化的な生活」、すなわち生存権を国民に保障し、それを具現化するために生活保護法が存在する。

しかし、現在の生活保護基準ですら、健康で文化的な生活が維持されているとは言い難い。実際、2013年からの生活扶助基準の引き下げに対しては、千葉県をはじめ全国29都道府県において、955名の原告が憲法25条の保障する生存権を侵害するものとして、違憲訴訟が提起され係争中である。

そのような中、今回のような生活保護基準を引き下げようとする厚生労働省の方針は、さらなる生存権の侵害になりかねない。

当会は、現在もなお憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」を維持し得ていない生活保護利用者をさらに追い詰め、さらに一層、市民生活全般の底上げをもたらす生存権を脅かす今回の生活保護基準の引き下げは断じて容認できず、断固反対する。

以 上